

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則

平成22年 3 月30日

規則第22号

改正 平成25年 3 月29日規則第42号

改正 平成26年10月21日規則第101号

改正 平成28年 3 月29日規則第20号

改正 平成29年 5 月26日規則第70号

改正 平成30年 3 月30日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民並びに情報の公開及び個人情報の保護に関する制度並びに地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門的事項について学識経験を有する者の中から知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(神奈川県情報公開運営審議会規則及び神奈川県個人情報保護審議会規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 神奈川県情報公開運営審議会規則(昭和58年神奈川県規則第11号)
 - (2) 神奈川県個人情報保護審議会規則(平成2年神奈川県規則第24号)

附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月21日規則第101号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月26日規則第70号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から（中略）施行する。